

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2022年 7月 27日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府宇治市宇治小桜45番地の2	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ユニチカガラスファイバー株式会社 代表取締役社長 藤井 実

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数				
	エアコンディショナー	26台	1台	0台	26台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	1台	0台	0台	1台				
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	8.4	キログラム	4.0	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0.0	キログラム	0.0	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使 用 時	府内事業所で所有している第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が随時情報を更新して適切に管理している。事業所管理部門には年度初期に最新情報の定期報告を行っている。							
	廃 棄 時	第一種特定製品の廃棄時には、行程管理制度に基づき充填回収業者に回収依頼書（又は委託確認書）を交付し、充填回収業者から交付（又は送付）された引取証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認し、管理している。							
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使 用 時	第一種特定製品に対して、管理表をもとに3ヵ月毎の自主簡易点検を行った他、充填回収業者による法令定期点検を実施した。							
	廃 棄 時	本年度は廃棄事例なし。 第一種特定製品の廃棄時はフロン排出抑制法に従い、行程管理制度に基づいて充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器廃棄を行い、破壊証明書が充填回収業者から回付されたことを確認して、冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認することとしている。							
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、現時点で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品を導入する。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。